

法人を労働基準法違反容疑で送検

～派遣労働者に対する賃金不払の疑い～

豊田労働基準監督署（署長 石川 真一）は、本日、株式会社ネクセルを、労働基準法違反の疑いで名古屋地方検察庁岡崎支部に書類送検しました。

なお、被疑法人の代表取締役については、同年 9 月 3 日に既に送致しています。

【事件の概要】

派遣労働者に対し、次のとおり令和 6 年 9 月分及び10月分の 2 か月間の定期賃金（合計約1,668万円）を、それぞれの所定支払日までに支払わなかった疑い。

- ・ 派遣労働者38名に対する 9 月分の賃金 : 8,388,925円
- ・ 派遣労働者35名に対する10月分の賃金 : 8,295,370円

1 被疑者

株式会社ネクセル

※ 所在地：愛知県豊田市明和町二丁目
事業内容：労働者派遣業（現在廃業）

2 違反条文

労働基準法第24条（賃金の支払）

労働基準法第120条第 1 号（罰則）

労働基準法第121条第 1 項（両罰規定）

3 被疑内容

労働基準法では、労働者に対し、毎月 1 回以上、一定の期日を定めて、賃金の全額を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑会社株式会社ネクセルは、代表取締役をして、同社の業務に関し、労働者38名に対する令和 6 年 9 月 1 日から同月 30 日までの賃金8,388,925円、労働者35名に対する令和 6 年10月 1 日から同月31日までの賃金8,295,370円を、それぞれの所定支払日に支払わなかった疑いがあるものです。

【参照条文】

○労働基準法

（賃金の支払）

第二十四条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

② 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

（罰則）

第二百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 （前略）第二十三条から第二十七条まで（中略）の規定に違反した者
- 二～五 （略）

（両罰規定）

第二百十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。